



平成から新しい時代の「令和」がスタートしました。平成30年の間、「非正規雇用の増大」「虐待問題」「未曾有の少子・高齢化」など社会は大きく変容しました。「8050問題」や「中高年のひきこもり」などの問題が顕在化し、このまま推移すると、日本社会の存続が危ぶまれる事態も想定されています。

今後の日本社会を考えていくうえで、若者への投資や多様な生き方を選択できる社会への転換が急務となっています。

子どもたちや若者の実態について、その一部を教育委員会に聞いてみました。

不登校は13万人、この10年で2倍強に

文部科学省の平成28年度の調査によれば、小・中学生で長期欠席している児童・生徒の数は20万7,600人に達しています。そのうち不登校者（病気や経済的な理由でない年間30日間以上欠席）数は13万人、さらに出席日数の半分にあたる90日以上長期欠席者は7万2,000人となっています。平成5年以降、児童・生徒の不登校者の数は増加傾向にあり、小学生で全体の0.17%だった割合が0.42%と2.5倍に増え、中学生は1.24%から2.83%と2.3倍に増えています。

不登校者13万人のうち、11万人が放置

アンケートによると、不登校になる主な理由は「本人の情緒的問題・無気力」「人間関係」「学業の不振」などがきっかけになっています（平成25年度調査）。

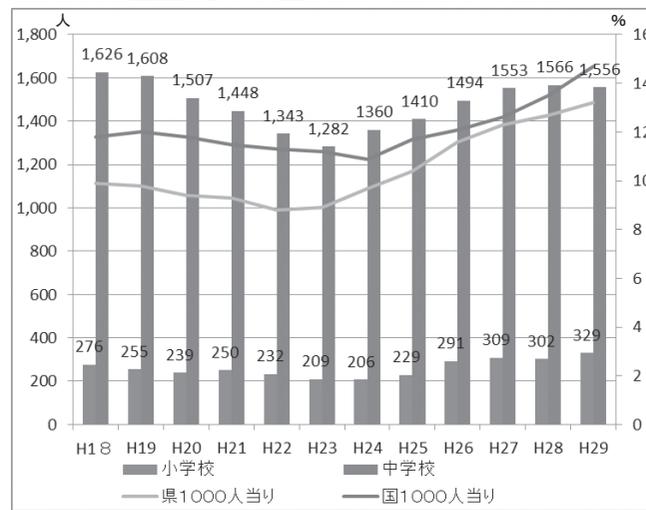
自尊心が低下し就職もできず（あるいはせず）にひきこもる、仕事をしないなど、社会難民化する可能性が高いのが現状です。しかも不登校者13万人のうち、何のサポートも受けていない子どもは全体の86.5%で、人数にすると11万2,450人にもなります。

先生も多忙で満足なケアが講じられないことや保護者も疲弊しているなど、放置されているのが現実です。

不登校者数の比率は増加傾向

本県の不登校者数の推移は下図の通りです。不登校者の数は減少気味ですが、児童・生徒の絶対数が減少していますので、比率は増加しています。

福島県児童生徒の不登校数・出現率の推移



空き教室の活用により居場所を設置

県の本年度の不登校者への対策は、教員を増員し「不登校児童生徒の居場所づくり」「空き教室を活用した魅力的な環境づくり」「専属の教員を配置し学習と生活を支援」「個別の学習計画を作成」などの推進です。具体的には、スペシャルサポートルーム（SSR）を開設し、モデル7校（北信中、西会津中、若松四中、只見中、白河二中、中村一中、平一中）を設置し、1校あたり30人程度を受け入れています。

不登校者数の約1割が利用

不登校の児童生徒を学校復帰させるために、学習の遅れと不安、生活習慣の再構築を図ることを目的に、教育支援センター（適応指導教室）を下表のように設置しています。現在、適応指導教室を設置している市町村教育委員会は16あり、適応指導教室は20か所、在籍者数は116名になっています。

適応指導教室の設置数（2019年5月現在）

市町村名	機関名	令和元年度入級者数		
		小学生	中学生	合計
福島市	ふれあい教室	2	7	9
伊達市	あおば教室	2	5	7
二本松市	ふれあいスクール	1	7	8
大玉村	あだたらふれあい教室	0	2	2
本宮市	すまいる・るーむ	3	1	4
郡山市	ふれあい学級	4	23	27
須賀川市	ふれあい学級	0	7	7
鏡石町	若草教室	0	3	3
矢吹町	大池教室（休級）	0	0	0
白河市	さわやか学級	4	3	7
棚倉町	子どもサポート教室	0	3	3
塙町	あすなる学級（休級）	0	0	0
会津若松市	適応指導教室「ひまわり」	0	1	1
相馬市	ふれあい広場	0	7	7
南相馬市	やすらぎ広場	1	12	13
いわき市	いわき市チャレンジホーム	2	16	18
	磐崎チャレンジホーム			
	小名浜チャレンジホーム			
	植田チャレンジホーム			

学校だけでは限界、多様な支援が不可欠

県は不登校対策を様々講じていますが、まだ十分に効果が上がっているとは言えず、ようやく手探りで対策を始めたところ。学校へ行きたくない児童生徒に対して、学校に居場所を作ることが果たして良い結果につながるでしょうか。学校以外の場所に設置している適応指導教室の方が当事者にとっては受け入れやすく、教育現場にヒト・モノ・予算など多様な支援が求められています。

外国は「学校」から「家庭」にシフト

日本国憲法第26条は、保護者に対し、子女に「普通教育」を受けさせる義務を定めています。世界的に見ると、普通教育を受ける場を「学校」から「家庭」にも広げていくことが大きな潮流になっています。

オーストリアやカナダ、チェコ共和国、フランス、ハンガリー、ロシア、シンガポール、イギリス、アメリカなどでは、学校に通学せず、家庭に拠点置いて学習を行うことが合法となっています。

学校以外でも学習可能に

わが国でも2016年に教育機会確保法が制定され「休養の必要性」や「学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性」が法律に明記され、学校に行かない選択もできることになりました。その対象は「不登校児童生徒」とされています。

教育機会確保法は2019年に見直されることになっており、この機会に普通教育を行う場を学校以外にも広げることを法律に明記することを検討すべきです。

学校に行かないという選択肢も

我が国も批准している国連の「児童の権利に関する条約」では「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮される」ことが明記されています。いじめ等の問題が存在する場合に、児童生徒に「学校に行かない」という選択肢を保持させることも極めて重要です。

学校教育と家庭教育を並列に

子どもの個性を尊重し、能力を引き出す教育を実践する場として、家庭等の学校以外の場を学校と並列に扱うことが重要になっています。

「学校教育」と並列的に「学校外教育」「家庭教育」を位置付けるべきです。

多様な子どもの居場所づくりを

福島市において、民間の夜間中学が運営されています。ここには中学校を卒業できなかった方々が通学しています。この方々はこれまで長い間、県立の夜間中学設置を要望していますが、未だに実現していません。こうした学校も不登校者にとっては希望の持てる学校になります。県は一日も早く県立夜間中学等を設置して、多様な教育(子どもの居場所づくり)の実現を図るべきです。

日本国憲法 第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

朝食を食べない小学生が15%超

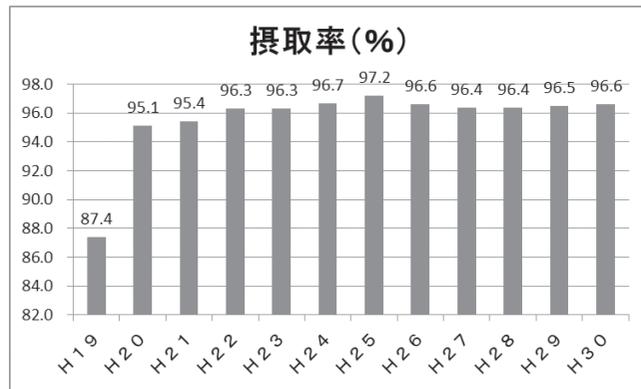
文部科学省は2018年度に朝食を毎朝食べてこない小学生が増えていることを「全国学力・学習状況調査」の結果の中で公表しました。

朝食を「毎朝食べる」は84.8%、「どちらかといえば食べる」が9.7%、「あまり食べていない」が4.1%、「全く食べていない」が1.4%となっており、全体の15%を超える小学生が朝食を毎朝食べていません。朝食を食べない理由として「朝食が用意されていない」といった調査結果もあり、家庭環境も影響していると考えられます。

朝食摂取率100%を目指す

本県は、平成19年度から「朝食欠食率ゼロ週間運動～朝食の大切さを知る週間～」を始めました。平成21年度からは「朝食摂取率100%週間運動」と名称を変更、平成23年度からは「朝食を見直そう週間運動」と名称を変更しています。

朝食摂取率が年々上がっていることから、令和2年度の目標値は97.2%と設定し、毎年0.1%の増加を達成し、摂取率100%を目指すとしています。



児童・生徒の実態の把握と対策を

現在の教育委員会による調査は極めて簡単な内容です。食べていない子どもの実態の把握はされていません。県全体でおよそ5,000人弱の児童・生徒は何らかの理由で朝食を食べません。「用意されていない」、「体調」などによる理由なのか、調査する必要があると思います。県に実態の把握と対策を要請しました。

子ども・大人「ひきこもり」が増大

小・中学生の長期欠席している児童・生徒の数は20万7,600人、現在35～44歳の約1,700万人のうち非正規で働く人が317万人、フリーターは52万人、職探しをしていない人も40万人という深刻な状況にあります。

中高年の「ひきこもり」は家族も周囲には隠すため、非常に見えにくい問題になっています。今年3月末、40～64歳の中高年のひきこもりが全国に約61万人いるという推計を内閣府が公表しました。

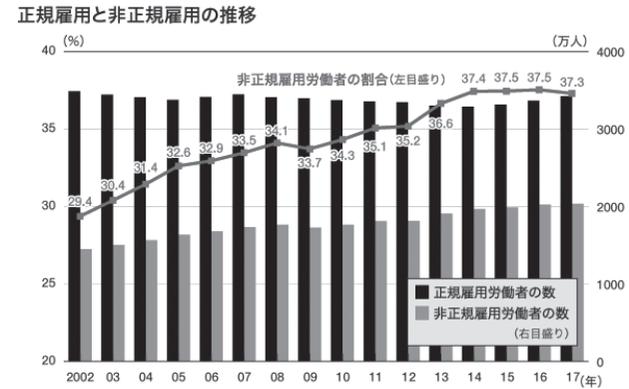
結婚できない社会のひずみ

国内の婚姻件数は1970～74年にかけて年間100万組を超えていました。2017年になると、半分近い60万組に減少し、昨年は60万組を割っています。非正規労働者の男性の89.6%が未婚で、年収が低いほど未婚率が高くなっています。働きながら結婚して子どもを産み育て、未来の担い手を育てていくことができない社会になっています。経済政策の失敗により少子化という負のスパイラルが作り出され、日本社会の将来に大きな損失をもたらしています。

若者を借金漬けにする「奨学金」

日本は高等教育に対する公的支出が極端に少ないため、その費用は家計負担でまかなわれています。

労働の規制緩和によって、親の収入は減少し、学生のうち約半数が何らかの奨学金を借りて学生生活を送っています。奨学金を借りる学生が増加している大きな原因は、授業料の値上げです。国立大学の授業料は1971年と比べて約45倍に高騰しています。大学を卒業するためには奨学金に頼ることになり、貸与型奨学金のため利子をつけて返済しています。事実上「奨学金」は教育ローンとなり、多額の借金を背負って社会に出て行かざるを得ない状況が蔓延しています。



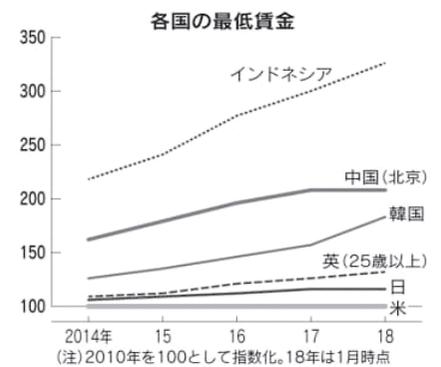
「不安」の中で働かされている日本

不登校、ひきこもり、少子化などは「労働者派遣法」による雇用破壊が作り出しています。未婚率が高いうえ低収入による出生率の低下、長時間労働や脆弱な育児制度などが背景にあります。雇用を始め、社会政策全体の問題です。

賃上げ、正社員化、給付型奨学金を！

日本の最低賃金は、先進国で最低レベルで生存基準を下回っています。

そのなかで若者は奨学金という「借金」を背負わされ苦しんでいます。奨学金が結婚や出産を躊躇させ少子化の要因にもなっています。若者から夢と希望を奪っているのが日本の現状であり、正規社員化と賃上げ、給付型奨学金の拡充などが急務となっています。



補償と謝罪を誠実に

旧「優生保護法」(1948～1996年)下での強制的な不妊手術を受けた方々に対する一時金の支給について、制度の周知や相談の対応などについて、議会で説明がありました。「一時金の支給等に関する法律」が成立したことにより、被害者に一律320万円が支払われ

ることになりました。福島県には対象者が533名おり、そのうち氏名が判明する方は117名というものでした。個人情報保護等の問題があり、通知等はせずに対象者からの申請を待つのみに対応になるということです。

戦後の混乱の中で成立した法律とはいえ、人権侵害であったことは否めません。また長年にわたり被

害を受けた方々を黙殺してきました。戦後48年にわたり、この法律を放置してきたことは、日本社会が人権に対して極めて鈍感だったことの証左でもあります。速やかに調査し、補償と謝罪を誠実に行うのが先進社会の姿です。日本社会が鈍感なのはこの問題だけではありません。県に誠実に対応することを強く求めました。

水道民営化とは

水道民営化を促進する改定水道法の10月施行に向け「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン案」が明らかになりました。そこには水質管理など水道事業の重要業務を営利企業に丸投げし、自由な料金値上げを認める内容が盛り込まれています。

「いわき市」コンセッション方式の導入は考えていない

下表は県内の市町村へのアンケート調査の結果です。導入の有無を検討すると回答したのは田村市、喜多方市などのようです。いわき市は「考えていない」の中に入っています。その他は、ガイドライン等を参考に調査・研究、民間活力の中で検討、コンセッションが不明などの回答でした。

市町村へのアンケート調査 (令和元年5月)

回答数	件数	割合
コンセッション方式の導入を検討している	0	0.0%
コンセッション方式の導入の有無を今後検討したい	5	9.3%
コンセッション方式の導入は考えていない	45	83.3%
その他	4	7.4%

コンセッション方式とは——
利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

「持続可能な安全な水」という視点で

コンセッション方式導入の基準策定を進めても、地方自治体レベルで具体化が進まなければ水道民営化はできません。すでに県議会が反対決議をした県も出ています。熊本、神戸、青森、秋田などのように、市長が水道民営化反対を表明した自治体もあります。